平成２５年（フ）第１６９号
広島市安佐北区落合３丁目３番９号
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幟立　廣幸
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３号
兵庫県明石市東山町3773番地の69
債務者　ファミリーラベリングこと　臼井　正
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　有美
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
大分市大道町３丁目１番24号　ジュメル大道504
債務者　青野　浩之
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６７号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住10―22号、旧住所鳥取県鳥取市片原５丁目237番地
債務者　森　　一枝
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口麻有子
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1930番地
債務者　パープルこと　工藤　光正
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　破産債権の届出期間　平成25年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第６号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1042番地
債務者　山﨑　友江
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1042番地
債務者　山﨑　隆徳
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
長崎県諫早市小船越町856番地４、前住所長崎県諫早市野中町471番地
債務者　西崎真太朗
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中鋪　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
名古屋市北区鳩岡町１丁目１番地　アーバンラフレ志賀10棟401号
債務者　伊藤　順子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山路　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
宮崎市橘通東３丁目１番２号　第７中めがねビル２階
債務者　鈴木康太郎
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川谷慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５９号
奈良県橿原市川西町74番地　Ｂ１―204号、住民票上の住所奈良県桜井市大字東新堂346番地の１
債務者　藤田　栄子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
佐賀県唐津市相賀772番地１　松風園
債務者　山田　瑛子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　悦之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１９４号
北海道石狩市花川北３条２丁目102番地
債務者　阪中　憲剋
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下川原慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４８号
横浜市南区唐沢33番地　ベルハウス山手303
債務者　是枝　裕之
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　洋征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部